

事 務 連 絡
平成28年1月18日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（案）」
及び「都道府県国民健康保険運営方針策定要領(案)」について（周知）

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）が成立したことを踏まえ、厚生労働省においては、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）」の事務レベルWGを再開し、平成30年度からの新たな国民健康保険制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細に関する地方団体との協議を進めているところです。

平成27年9月30日付けの事務連絡において、新しい財政運営の仕組み（国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等の仕組みの詳細）や国民健康保険運営方針のガイドラインについて、平成28年1月頃に各自治体へ改革案を提示する旨の検討スケジュールをお知らせしていたところですが、事務レベルWGの議論を踏まえ、現時点において、別紙1-1「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（案）」、別紙1-2「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（案）付属資料」及び別紙2「都道府県国民健康保険運営方針策定要領(案)」のとおりガイドライン案を検討しているところです。

都道府県各位におかれましては、これらのガイドライン案について貴都道府県管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知等を図るとともに、その施行準備に当たっては、これらのガイドライン案の内容に十分に留意の上、遺漏なき対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本ガイドライン案にかかる都道府県及び管内の市町村から質問がある場合には、いずれも都道府県を通じて厚生労働省保険局国民健康保険課までお問い合わせいただくようお願いいたします。

なお、これらのガイドライン案は、現時点の検討案であり、今後の事務レベルWGにおける地方団体との議論等を踏まえ、修正する可能性があることをご承知おきいただきますようお願いいたします。